

議案第17号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成23年2月21日

提出者 葛飾区長 青木克徳

(提案理由)

特別区人事委員会の意見を踏まえ、日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を月60時間を超える場合の超過勤務手当の積算に含める必要があるため、本案を提出いたします。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和30年葛飾区条例第9号)の一部を次のように改正する。

第9条第4項中「第17条第5項及び」を削る。

第17条第5項中「(週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。)」を削る。

付 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。